

熊本県公報

号外 第 40 号の 3
平成 19 年 10 月 1 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会 計 課) 13
- 熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則……………(") 13
- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) 13
- 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) 14
- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) 14
- 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令……………(") 14
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) 14
- 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令……………(会 計 課) 15
- 平成 10 年 1 月 7 日熊本県告示第 1 号 (収納代理金融機関 (日本郵政公社に限る。)の名称及び位置)の一部改正……………(会 計 課) 15
- 昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置)の一部改正……………(") 16
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……………(") 16

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 48 号

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則 (昭和 30 年熊本県規則第 4 号) の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項中「、収納代理金融機関又は県内の郵便局 (郵政窓口事務の委託に関する法律 (昭和 24 年法律第 213 号) 第 7 条第 1 項に規定する委託事務を行う施設を含む。)」を「又は収納代理金融機関」に改める。
第 7 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。
5 自動車取得税の更正又は決定及び過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第 14 号の 2 の 2 の 2 様式による。
第 19 条の 6 の 3 中「法人等の設立異動届出書 (別記第 29 号の 4 の 4 様式)」を「法人設立 (設置) 届 (別記第 29 号の 4 の 4 様式) 又は法人異動届 (別記第 29 号の 4 の 5 様式) を、法人課税信託の引受けを行うものにあつては法人課税信託契約締結等の届出書 (別記第 29 号の 4 の 6 様式)」に改める。
第 36 条の 4 の次に次の 1 条を加える。
(還付又は納入義務免除申請書の様式)
第 36 条の 5 条例第 140 条の 2 第 1 項に規定する還付又は納入義務免除申請書の様式は、別記第 49 号の 4 様式による。
第 38 条の見出しを「(承認申請書及び承認書の様式)」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。
条例第 142 条第 1 項に規定する承認申請書の様式は、別記第 50 号の 2 様式による。

別記第 14 号の 2 の 2 様式（その 2）の次に次の 1 様式を加える。
別記第 14 号の 2 の 2 の 2 様式（第 7 条関係）

自動車取得税更正・決定通知書									
様						第 年 月 日		号	
						年		月	
熊本県自動車税事務所長 印 地方税法第 699 条の 18 第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。									
登録(車両) 番号	取 得 年 月 日	登録(届出) 年 月 日	車 名	年 式 型 式	車 台 番 号	区 分	種 別	用途	
	・ ・	・ ・				自・営			
登録(届出) 区 分	取 得 原 因		主たる定置場		取 得 者	住 所 (所在地)			
						氏 名 (名 称)			
更 正(決定)額			申告(修正)額		差引過不足額		過少申告 (不申告)	納 付 す べ き	
課 税 標 準 額	税率	税 額	課 税 標 準 額	税 額	課 税 標 準 額	税 額	重加算金	合 計 額	
円		円	円	円	円	円	円	円	
備 考	1 不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたので、別紙納付書により近くの指定金融機関(肥後銀行)、収納代理金融機関、自動車税事務所、各地域振興局税務課又は熊本県税事務所で納付してください。 2 不足税額については、申告納付期限(年 月 日)の翌日から納付日までの期間に応じ、年 14.6% (納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3% (地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合)) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。 3 不足税額が 2,000 円未満であるときは、その全額を切り捨て、不足税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。								
	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								
教 示									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 29 号の 4 の 4 様式を次のように改める。
別記第 29 号の 4 の 4 様式（第 19 条の 6 の 3 関係）

受付印 年 月 日 熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長		法人設立(設置)届		法人番号	
		ふりがな 法 人 名			
		代表者の氏名	印		
		所 在 地	〒 (TEL - -)		
設 立 年 月 日	年 月 日	事 業 年 度	月 日から 月 日まで		
資本金の額又は出資金の額	円	事 業 種 目			
資本金等の額	円				
県内の支店等	名 称	所 在 地	設置年月日		
	(主たる支店)	〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
事務所を有する都道府県の数		☐ 本県のみ ☐ 2都道府県 ☐ 3都道府県以上 (本県を含む。) (本県を含む。)			
申告期限の 延長の有無	県民税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月		
	事業税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月		
☐ 連結親法人	☐ 連結子法人	連結親法人の最初 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
連結子法人の場合	連結承認年月日 年 月 日	連結子法人適用 開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	ふりがな 連結親法人名				
	連結親法人所在地	〒 (TEL - -)			
関与税理士	氏 名				
	事務所所在地	〒 (TEL - -)			
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名 称				
	所在地	〒 (TEL - -)			
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名		廃止した年月日		
	住 所	〒	年 月 日		

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 29 号の 4 の 4 様式の次に次の 2 様式を加える。
別記第 29 号の 4 の 5 様式（第 19 条の 6 の 3 関係）

受付印 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様		法人異動届		法人番号		
		ふりがな 法 人 名				
		代表者の氏名	印			
		所 在 地	〒 (TEL - -)			
		新	旧	異動年月日		
法人名				年 月 日		
代表者				年 月 日		
本店所在地		〒	〒	年 月 日		
支店等名称				年 月 日		
支店等所在地		〒	〒	年 月 日		
事業年度		月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで			
資本金の額又は 出資金の額				年 月 日		
資本金等の額				年 月 日		
事業種目				年 月 日		
その他()				年 月 日		
支店等の設置 又は廃止		名称	所在地	設置・廃止年月日		
			〒	年 月 日		
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無 (有 ・ 無)						
合併	合併 法人	法人名			合併年月日	
		所在地	〒 (TEL - -)			
	被合併・被分割法人	法人名			年 月 日	
		所在地	〒			
連結納税の 承認等	☐ 連結親法人 ☐ 連結子法人		区分	☐ 左記の連結法人となった。 ☐ 左記の連結法人でなくなった。		
	上記区分に該当 することになった 事由		☐ 連結納税の承認があった。 ☐ 完全支配関係を有することとなった。 ☐ 連結完全支配関係を有しなくなった。(原因:) ☐ 連結納税の承認の取消処分があった。 ☐ 連結納税適用の取りやめの承認があった。			
	上記事由が生じた日		年 月 日			
	最初連結親法人事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
	連結子法人適用開始事業年度		年 月 日から 年 月 日まで			
	連結子法人 の場合	連結親法人法人名				
		連結親法人所在地				
解散	清算人氏名				解散年月日	
	清算人住所	〒 (TEL - -)			年 月 日	
清算終了	解散年月日		残余財産確定の日		清算終了日	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 連結法人となった場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 連結法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 29 号の 4 の 6 様式（第 19 条の 6 の 3 関係）

法人課税信託契約締結等の届出書

受付印 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様		法人番号	
		ふりがな 法 人 名	
		代表者の氏名	印
所 在 地		〒 (TEL - -)	
法人課税信託の名称			
法人課税信託契約の 締結日・終了日	締結日	年 月 日	
	終了日	年 月 日	
法人課税信託の 信託期間・計算期間	信託期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	計算期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
県内の支店等の 名称及び所在地	ふりがな 名 称		
	所 在 地	〒 (TEL - -)	

※ 法人課税信託の信託事務の引継ぎを受けた場合は、以下の欄に記入して下さい。

法人課税信託の名称			
信託事務の引継ぎの日		年 月 日	
法人課税信託の 信託期間・計算期間	信託期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	計算期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
引継ぎを行った 法人の名称 及び所在地	ふりがな 名 称		
	所 在 地	〒 (TEL - -)	

※ 届出事項に変更が生じた場合は、以下の欄に記入してください。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

- (注) 1 この届出書は、①県内に事務所又は事業所を有する法人、人格なき社団、個人等が、新たに法人課税信託の引受けを行ったとき、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなったとき、②法人課税信託の信託事務の引継ぎを受けたとき、又は③届出事項に変更が生じたときに提出してください。
- 2 法人課税信託の契約の写しを1部添付して下さい。
- 3 法人課税信託の信託事務の引継ぎを受けたときは、引継ぎの事実を証明する書類を1部添付してください。
- 4 届出事項に変更が生じたときは、信託契約の写し等変更の事実を証明する書類を1部添付してください。

別記第 32 号の 4 様式を次のように改める。
別記第 32 号の 4 様式（第 22 条の 4 関係）

県たばこ税の納期限の延長申請書

受付印 年 月 日 熊本県熊本県税事務所長 様		申 請 者	住所又は所在地								
			氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）								
			印								
			この申請を担当する者の氏名及び連絡先								
			電話 ()								
地方税法第 74 条の 11 第 1 項の規定により、次のとおり県たばこ税（ 年 月分）の納期限の延長を申請します。											
申告納付すべき税額 ①			円								
①のうち納期限内に納付する税額 ②			円								
納期限の延長を受けようとする税額 ①－②			円								
申告書提出日			年 月 日								
法定納期限			年 月 日								
延長納期限			年 月 日								
納期限の延長申請の事由											
担保の内容	所在地		種類		数量		価額(円)				
	保証人	住所	保証金額								
氏名		職業							電話		
納期限の延長申請の事由となった売渡し等の内訳											
課税標準量(売渡し等の本数)			税 額								
旧 3 級品以外		旧 3 級品		合計		旧 3 級品以外		旧 3 級品		合計	
(7) 本		(4) 本		(9) 本		円		円		円	

注 この申請書には、附表の納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書及び納期限の延長申請の事由を証明する書類を添付すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 32 号の 4 様式の次に次の 1 様式の附表を加える。
別記第 32 号の 4 様式の附表（第 22 条の 4 関係）

年 月 分 納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書

申請者名 _____

売渡し 年月日	売渡し先(小売販売業者等)		売渡し本数(本)		
	住所又は所在地	氏名又は名称	旧3級品以外	旧3級品	合計
売渡し本数の合計			(ア)	(イ)	(ロ)

別記第 37 号様式中「郵便官署消印」を「送信日付印」に改める。
 別記第 49 号の 3 様式の附表の次に次の 1 様式及び 1 様式の附表を加える。
 別記第 49 号の 4 様式（第 36 条の 5 関係）

 年 月 日 熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長	特別徴収義務者	住 所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)	印		
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先	電話 ()		
		登 録 番 号			
軽油引取税徴収不能額等の還 付 (充 当) 申 請 書 納 入 義 務 の 免 除					
熊本県税条例第 140 条の 2 の規定により、次のとおり軽油引取税の徴収不能額等の還 付 (充 当) を申請します。					
事務所又は事業所の名称及び所在地					
事務所又は事業所の代表者の氏名					
年 度 ・ 月 別	年 度	月分から	年 度	月分まで	
法 定 納 期 限	年	月	日		
納入義務免除 (徴収不能額の還付) の申請額の算出		徴収不能となったもの			
	引 渡 数 量	リットル			
	欠 減 に 相 当 する数量	リットル			
	差 引 数 量	リットル			
	税 額	円			
免除(還付を受けようとする税額)		円			
免除又は還付を受けようとする理由・明細	別添のとおり				
添 付 書 類 1 申請額の明細表 2 免除又は還付を必要とする理由書 3 売掛帳の写し 4 決算書の写し 5 その他必要と認める書類		処理事項	調 査	・ ・	
			決 定	承認・一部承認・却下	
			通 知	・ ・	
			台 帳		

別記第 49 号の 4 様式の附表（第 36 条の 5 関係）

納 入 義 務 免 除
(徴収不能額の還付)

申請の明細表

[illegible]

別記第 50 号様式を次のように改める。
別記第 50 号様式（第 37 条関係）

軽油引取税還付申請書

受付印 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長		特別徴収義務者様	住所又は所在地
			氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
			この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()
地方税法第 700 条の 22 第 1 項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請します。			
還 付 申 請 額			円
当初の引渡し	引 渡 年 月 日		年 月 日
	引 渡 数 量		リットル
	納入先	名 称	
		所 在 地	
	代表者氏名		
	返還	返 還 年 月 日	
返 還 数 量		リットル	
受入先		名 称	
		所 在 地	
販売契約の解除	解除年月日		年 月 日
	解 除 理 由		
年 月 申告分 軽油引取税	申 告 税 額		円
	納 入 済 額		円
	返 還 を 受 け た 軽油に係る税額		円

注 1 返還があったこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。

2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名を、「受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名称及び所在地を記入すること。

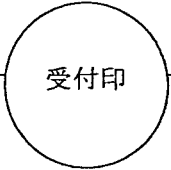
備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 50 号様式の次に次の 1 様式を加える。
別記第 50 号の 2 様式（第 38 条関係）

免 税 用 途 使 用 承 認 申 請 書	
年 月 日	
熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長	
住所又は所在地	
氏名又は名称 印	
熊本県税条例第142条第1項の規定により証明書類を添付して申請します。	
熊本県税条例第138条第4項の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量	リットル
うち地域振興局長等が交付した免税証に係る軽油の数量	リットル
免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた事由	
免税用途に供した年月日及びその数量	年 月 日 リットル
軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	
免税証の交付を申請することができなかった事由	
備 考	

別記第 52 号様式を次のように改める。
別記第 52 号様式（第 39 条関係）

軽油引取税納入免除（還付）申請書

 年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様	特 別 徴 収 義 務 者	住所又は所在地
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()
地方税法第 700 条の 22 第 4 項又は第 5 項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。		
納入免除又は還付申請額		円
この申請に係る軽油の引渡しを行った年月日		年 月 日
この申請に係る軽油の引渡数量		リットル
免税軽油使用者に引渡しを行った者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地		
承認を受けた 免税軽油使用者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
	承認年月日	年 月 日
	承認番号	
年 月申告分 軽油引取税	申告税額	円
	納入済額	円
	承認を受けた軽油に係る税額	円
その他参考となるべき事項		

注 1 免税軽油使用者が交付を受けた、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認書を添付すること。

2 引渡しを行った者が申請者でない場合は、「その他参考となるべき事項」欄にこの申請に至るまでの経緯を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 52 号様式の附表を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 19 条の 6 の 3 及び別記第 29 号の 4 の 4 様式の改正規定、別記第 29 号の 4 の 4 様式の次に 2 様式を加える改正規定、別記第 32 号の 4 様式の改正規定、別記第 32 号の 4 様式の次に 1 様式の附表を加える改正規定、別記第 50 号様式及び別記第 52 号様式の改正規定並びに別記第 52 号様式の附表を削る改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 49 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「（日本郵政公社を除く。）又は郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下同じ。）」を削り、「郵便局」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 14 項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 2 項に規定する郵便局をいう。）」に改める。

第 21 条第 3 項中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

第 23 条第 1 項中「預金口座を設けている納入義務者から」を「預貯金口座を設けている納入義務者から」に、「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に、「預金口座を設けている納入義務者に」を「貯金口座を設けている納入義務者に」に改める。

第 24 条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条中「（収納代理金融機関のうち日本郵政公社を除く。第 29 条及び第 41 条において同じ。）」を削る。

第 29 条第 1 項中「指定金融機関等」の次に「（収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行を除く。第 41 条において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 50 号

熊本県収入証紙規則の一部を改正する規則

熊本県収入証紙規則（昭和 39 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別記第 11 号様式中

金融機関 (郵便局以外)	銀行 信用金庫 農協	を
銀行 信用金庫 農協		に改める。

注意事項を次のように改める。

（注意事項）

- 1 振込口座は請求者本人の口座（請求者が法人の場合は法人の口座）を記入してください。
- 2 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。）の口座には振り込みできません。
- 3 著しく汚損・き損した収入証紙は、買戻しの対象になりません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 51 号

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

第4条第2項中「郵送により提出されたときは、郵便局（郵便窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。）の

消印」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 3 項に規定する信書便物の通信日付印」に改める。

第 96 条中「別記第 78 号様式」を「規則別記第 14 号の 2 の 2 の 2 様式」に改める。

別記第 78 号様式を次のように改める。

別記第 78 号様式 削除

附 則

- 1 この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県訓令第 38 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令
熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和 60 年熊本県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 28 号様式その 2（表）中「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改め、同様式その 2（裏）中「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に、「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行及び郵便局株式会社」に、「2 箇月」を「6 箇月」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する別記第 28 号様式その 2 による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第 830 号の 2

平成 10 年 1 月 7 日熊本県告示第 1 号（収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

題名中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。

本則中「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）を」を「収納代理金融機関（郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）に限る。）を」に、「収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）の」を「収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の」に改める。

収納代理金融機関（日本郵政公社に限る。）の名称及び位置の表中

「

熊本中央郵便局	熊本市新町二丁目 1 番 1 号
福岡貯金事務センター	福岡市中央区大名二丁目 5 番 1 号

」を
「

株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
------------	-----------------------

」に改め、同表に、備考として次のように加える。

備考 1 位置は、本店の所在地である。

2 取扱店舗は、九州内（沖縄県を除く。）の株式会社ゆうちょ銀行の店舗及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結した郵便局株式会社の営業所（郵便局株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。（以下「郵便局」という。））とする。ただし、県民税利子割の特別徴収に係る窓口収納については、全国の株式会社ゆうちょ銀行の店舗及び郵便局とする。

3 取扱う公金の範囲は、窓口収納による県税、母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費負担金並びに口座振替による県営住宅使用料に係る県の歳入金とする。

熊本県告示第 830 号の 3

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

本則中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」に改める。

熊本県告示第 830 号の 4

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 19 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。）」に改める。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。